



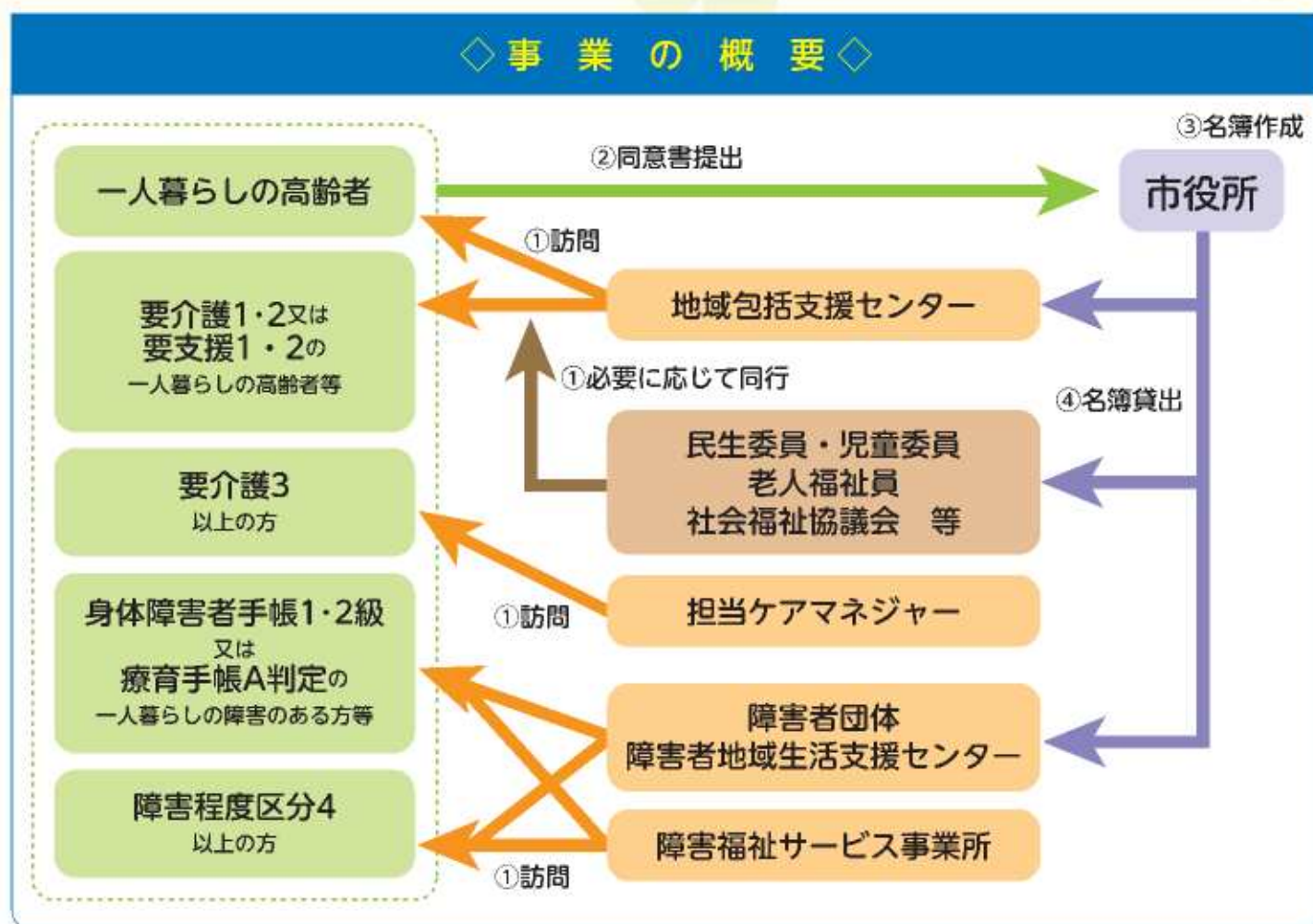
京都市からのお知らせ

地域における見守り活動促進事業について

京都市では、支援が必要な一人暮らしの高齢者や障害のある方などに対し、緊急時の迅速な対応等にもつながる、日常的な見守り体制の充実を図っていく仕組みとして、地域の関係機関や団体との連携のもと、「地域における見守り活動促進事業」を実施しています。

具体的には、地域包括支援センターの職員や担当ケアマネジャー等が、対象となる方のご自宅を訪問することなどによって、地域の関係機関や団体に住所・氏名等の個人情報を提供してよいかをお伺いし、同意が得られた方の名簿を貸し出して日頃の見守りにつなげていきます。

◇ 事業の概要 ◇



1 訪問

日頃から要支援者を知っている関係機関や団体の職員が訪問します。
地域包括支援センターについては、対象となる要介護1・2や要支援1・2の方のほか、単身高齢者全世帯を訪問します。

2 同意書提出

よく説明を聞いていただき、名簿登載を希望される方は、同意書を提出します。

3 名簿作成

京都市で名簿を作成します。

4 名簿貸出

地域包括支援センターや地域福祉組織や障害者団体等に同意が得られた方の情報を提供します。

1 対象となる方

次に掲げる方のうち、住所・氏名・緊急連絡先等の個人情報を、地域で見守り活動にあたる関係機関等（民生児童委員や社会福祉協議会など）に提供することに同意された在宅の方

- ①65歳以上で要介護1又は2の方及び要支援1又は2の方のうち、単身世帯の方あるいは要援護者のみと同居されている方
- ②要介護3以上の方
- ③身体障害者手帳1級又は2級の方及び療育手帳A判定の方のうち、単身世帯の方あるいは要援護者のみと同居されている方
- ④障害程度区分4以上の方
- ⑤本市の緊急通報システム事業を利用されている方
- ⑥①～⑤以外の65歳以上で単身世帯の方

2 地域への名簿の貸出について

同意いただいた情報に基づいて、京都市で名簿を作成し、地域で見守り活動にあたる関係機関等に貸し出します。

この名簿に基づき、地域における日常的な見守り活動の充実を図っていきます。

3 個人情報の取扱い

名簿は、京都市及び情報を提供する関係機関等において、厳正に管理します。また、京都市及び情報を提供する関係機関等では、名簿を見守り活動目的以外に使用しません。

京都市と名簿を貸し出す関係機関等とは、こうした点を遵守すること等を示した協定書を締結し、個人情報の保護を図ります。

4 お願い

この制度は、緊急時の安否確認等にもつながるよう、日頃の地域の助け合いを進めていくことを目的に実施するものです。

緊急時の状況は予測ができませんので、この事業によって必ず安否確認等が受けられるものではなく、また、見守り活動にあたる方が責任を負うものでもありませんので、ご注意ください。

見守り活動を希望される方自身も、常に「自分の身は自分で守る」意識を持って、普段から周囲の方と積極的にコミュニケーションをとるよう心がけていただきたいと思います。

問い合わせ先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所 保健福祉局

保健福祉総務課

TEL：222-3366

FAX：222-3386

障害保健福祉推進室

TEL：222-4161

FAX：251-2940

長寿福祉課

TEL：251-1106

FAX：251-1114